

## 【土湯温泉町地区：どぶろく製造継承】地域おこし協力隊募集要項

### 1 募集の目的

福島市地域おこし協力隊員設置要綱（以下「要綱」といいます）に基づき、株式会社元気アップつちゆと連携して、地熱を活用した再生可能エネルギーをはじめとする地域資源を活かした新しい魅力の創出及び地域内の担い手となり、土湯温泉町を「訪れる場所」から「関わり続けたい場所」への進化に寄与する地域おこし協力隊の募集を行います。

### 2 活動の目標

1年目	<ul style="list-style-type: none"><li>・福島大学地域未来デザインセンター共同研究員として「凍み豆腐」について学ぶ</li><li>・地域の名物（人やこと）・特産品を知り、名所を巡り、その可能性を探る</li><li>・土湯温泉町地区の情報発信</li></ul>
2年目	<ul style="list-style-type: none"><li>・福島大学地域未来デザインセンター共同研究員として、地域の生産者との連携を図り、調査研究の支援を行う</li><li>・地域活性化の新たな特産品やイベント等の企画・運営を担う</li><li>・卒隊後を見据えて、自身がやりたい事や実現できる事を立案し、動き始める</li></ul>
3年目	<ul style="list-style-type: none"><li>・凍み豆腐研究成果のまとめを支援</li><li>・2年間で得た知識と経験・人脈を基に、自身が楽しみながら続けることができ、生活の糧ともなる事業を興す準備を固める</li></ul>

### 3 主な活動内容

1	地域資源を活かした企画・開発 <ul style="list-style-type: none"><li>・温泉、里山の自然、発酵文化、農産物などを活かし、どぶろく製造の体験型観光や商品開発などの新しいコンテンツを企画し実践する。</li></ul>
2	情報発信・PR活動 <ul style="list-style-type: none"><li>・各種 SNS や Web、映像などを活用して土湯温泉町の魅力を国内外に発信し、交流人口及び関係人口を拡大する。</li></ul>
3	地域行事や交流事業への参画 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民や観光客が参加するイベントの企画・運営を支援し、地域の活気と一体感を高める。</li></ul>
4	再生可能エネルギーを基盤としたまちづくりへの参画 <ul style="list-style-type: none"><li>・地熱や小水力など、地域の再エネ事業と観光・教育を組み合わせた「サステナブルなまちづくりモデル」の推進に関わる。</li></ul>
5	後継者・担い手育成のサポート <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢化により継承が難しくなっている地元の技術や文化を学び、それを次世代へ引き継ぐ活動を担う。</li></ul>
6	移住定住支援や関係人口とのネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"><li>・都市部との交流促進、ワーケーションや二拠点移住など新しいライフスタイルの提案を</li></ul>

	通じて移住定住を後押しする。
7	任期後の進路について検討・準備 ・任期後の理想の暮らしについて考える。 ・理想の暮らしを実現するために必要なことを整理し準備する。
8	その他事務等 ・事業計画、活動報告書等の作成提出 ・市担当者との面談や会議への参加 ・研修会や地域おこし協力隊交流会への参加 ・地域に向けた活動報告会への参加 など

#### 4 応募の条件（応募する全ての方が満たす必要があります。）

年齢	・20歳以上50歳以下が望ましい
性別	・問いません
	<p>生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を福島市内にうつすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域</li> <li>・3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域外の都市地域</li> <li>・地域おこし活動や福島市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方。</li> <li>・<b>普通自動車免許取得者で、自動車を所有しており、運転して業務に従事できる方。</b></li> </ul> <p>地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</li> <li>・福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。</li> </ul>
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な発想力で地域資源を活かした企画・実践できる人材</li> <li>・地域住民と共同しながら活動できる人材</li> <li>・持続可能な地域づくりに関心を持つ人材</li> <li>・酒づくりに興味があり、将来的に地域の担い手として定着する意欲のある人材</li> </ul>

#### 5 採用予定人数

1名

## 6 雇用形態

福島市会計年度任用職員（パートタイム）

任用期間は、任用の日から概ね 1 以上 3 年未満とする。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7 報酬

290,000 円/月（期末勤勉手当なし）

※ほかに、福島市による家賃負担（6万円限度）などを活動支援（最大200万円）あり。

「8 勤務条件/待遇・福利厚生」を参照

## 8 勤務条件

勤務地	・株式会社元気アップつちゆ（株式会社 ORARA） ・活動場所は土湯温泉町地区	
勤務日数 勤務時間	・勤務日数は週 5 日とし、勤務時間は 1 日あたり 7 時間とする。	
休日 休暇	休日は 4 週当たり 8 日、及び祝日、年末年始とする。 ・イベントや研修等で休日に勤務した場合は、別日に振替となります。 ・市の規定による年次有給休暇の他に、夏季休暇などの特別休暇を利用することができます。	
待遇	住居	・隊員は原則として <u>土湯温泉町地区</u> に居住しなければなりません。 ・賃料等は月額 60,000 円を上限として市が負担します。 ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。
	活動経費	・活動に使用するパソコンは自己調達とします。 ・活動用の自家用車ガソリン代は市が負担します。（予算の範囲内に限る） ・その他、活動のために必要な消耗品費や出張費も市が負担します。（予算の範囲内に限る）
	社会保険	・健康保険（協会けんぽ） ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・勤務実績によっては共済組合保険に加入する場合があります。
	その他	・携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担とします。

## 9 提出書類・選考の方法

### （1）提出書類

応募時に提出

- ・地域おこし協力隊申込書：様式指定
- ・住民票（募集日以降のもの）
- ・普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）

・誓約書（記入・押印のこと）：様式指定

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

応募用紙の送付先

福島市地域共創課地域振興係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

メール：katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

## (2) 選考方法

①第1次審査 書類審査	・地域おこし協力隊申込書による書類選考のうえ、合否を文書で通知します。
②第2次審査 面接選考（現地）	・日時・場所は第1次審査の結果通知時にお知らせします。 ※交通費等に関しては自己負担とします。
③最終選考結果の通知	・第2次審査終了後に文書でお知らせします。 ・内定通知を受けた方へ住居・活動内容・雇用手続き等の連絡をいたします。

※選考にかかる費用等は、すべて応募者の負担となります。

## (3) 応募受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月30日(火)まで

## 10 担当課

福島市地域共創課地域振興係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL：024-525-3731（平日 8:30～17:15）

メール：katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp